

法についておもうこと



伊藤 誠三

少し前、建築に関わる法体系全般を見直す勉強会が開始されたとの新聞記事があった。姉齒事件以来、基準法改正で生じた混乱、品質確保、長寿命化を図る新規準、神田順東大教授による建築基本法制定の提唱など、このところ、建築関連の法律について話題が多い。法といえば、思い出す事がいろいろある。

もう50年も前のことになるが、実務について問もなく、ある有名建築家の実施設計をお手伝いした。着工に向けての諸作業のうち、中でも、採光面積の不足を立面の変更なく適法化するのは難しかった。様々に工夫した上で、確認申請の下相談に建築指導課を訪れ、開口部のやりくりについてやや強引な説明もしてまったのだが、最後には指導主事から「日本は法治国だから、どんな先生であろうとも法を守ってもらわなければなりません」と諭されてしまった。大学初年に法学を学び、先ず、始めに「法の精神」の講義があったことを思い出し、不明を恥じたのだった。当時は部分的に法の解釈に差があり、法の適用に不確定なことがあったため、勇み足となってしまったのだった。

1970年代始め頃、パンタロンというパリファッションが流行って、裾の広がったズボンの女性が颯爽と歩いていた。その頃、私はベルギーのアトリエ事務所に職を得ていたが、その同僚によれば、あのファッションは法律違反なのだという。法の原文は確認できなかったが、なんでもナポレオン時代に女性のズボン着用を禁止する法律があって、それがいまだ生きているのだそうだ。「それでどうなるの?」と言う問いには、法は法だろうけど、今更なにと言うことはない。これがドイツなら? 矢張り厳しく取り締まるのかな、等々、コーヒープレイクでの法の運用に関わる話だった。

そのベルギーではと言うと、当時、金融関係のビルを担当していたのだったが、まずは法的な規制を確認するという日本流で仕事を始めたのだが、意味が通ぜず「どんな制約が必要なのだ?」と怪訝な顔をされてしまった。実際には、建築基準法と言うものはなく、労働環境に対する規準があるという程度で、あとはすべて建築家の判断に任されているのだった。その計画は20×44mという平面規模なので、当然のごとく2本の直通階段を設けていたが、施主との始めの打合わせで、エレベーター

が2基もある上に階段が2本は多すぎる、特に上階は役員席で秘書を加えても数えるほどしか人が居ないのにと笑い出すされる始末であった。そこで、2方向避難の重要性を懸命に説明したのだが、漸く、聞いてくれるようになって話が難しくなり、あとは主宰のアンドレ・ジャックマン氏が引き取ってくれた。当時の私の仏語理解力では内容がよく分からなかったもので、後で聞くと、前年、都心のデパートで火災があり、多くの死傷者が出て、現在、設計した建築家の責任が問われて、訴訟が続いている。イトウはそのことを意味しているのではないか、ということだった。その後、時間は掛ったが、結論は隣接のビルと交渉し、そのビルも同様の問題があるとして、隣接部分の各階で双方、バルコニーを内庭側に突き出し、相互に渡れるようにする。つまり各階で隣棟へ避難するという仕組みで結着した。それで2方向避難の課題を解決し、階段は1本で済ませる事になった。「これでよかろう」と関係者一同、納得したのであった。何と言う解決手法か、この経緯は忘れられず、他誌にも書いた事がある。このビルの設計には他にも課題があって、地下駐車場へのスロープが大幅に駐車台数を減らすことになるので、その隣接ビル地下駐車場と繋ぎ、お互い、利用台数を増やすという副産物もあった。

同じ頃、日本ではボーリングがブームになっていたようである。私自身は不在であったが、帰国後、聞いたところによると、ボーリング場の大規模化で重層のものも多く建てられた。その時代はボーリング場としての床荷重のきまりはなく、東京では実過重に少しプラスした程度で設計されたという。ところが、大阪では特殊用途としては許されず、事務所並の荷重が求められ、コスト高の建物にならざるをえなかったという。しかし、ブームが去って、それら大規模ボーリング場が休業に追い込まれた結果、東京の重層ボーリング場は他に転用できず、解体せざるをえなかったが、大阪在のものは用途転換が可能だったという。今で言うコンバージョンができたのである。

建築法体系の見直しが始まったというが、先ず、「法とは何か」という根本原理の再認識が必要なのではあるまいか。しかしその前に、建築の創造に関わる者の倫理と矜持が求められていると思う。